

大分市内の店舗等家賃を支援します！

《第2次令和3年度大分市中小企業者・小規模事業者等店舗家賃相当（5分の4）額応援金》

支給対象者

以下の①から④の全てに該当する中小企業者・小規模事業者等
(フリーランスを含む個人事業主)

- ①大分市内に事業所等があること
- ②対象事業所における売上が、**A**または**B**のいずれかの条件を満たしていること
※売上には、国や地方公共団体から受給した補助金等は含みません。
※開業日が令和元年6月2日以降の場合は、コールセンターへお問い合わせいただくか、別紙の開業日別売上比較方法一覧表をご覧ください

A 令和3年6月から9月のうちいずれかの月の売上が、
前年または前々年の同月に比べ50%以上減少していること

B 令和3年6月から8月または7月から9月までの売上の合計が、
前年または前々年の同じ期間に比べ30%以上減少していること

- ③市内の事業所等を事業に使用するため賃貸借契約等に基づき賃借していること
※駐車場のみ賃借している場合も支援対象となる場合があります
※従業員が通勤などで使用するためだけの駐車場や社員寮は対象となりません
- ④令和3年8月31日以前から対象事業所等において事業を営んでいること

申請は事業所（店舗）単位で行うため、複数の事業所等をお持ちの方は、
①～④を満たす事業所の申請が可能です。

支給金額

最大 **16万円** 月額家賃相当額 × 4/5

(賃貸借契約等に基づく消費税を含む家賃、共益費、駐車場費など)

必要書類

※裏面をご確認ください

今までの大分市家賃補助や
県の時短要請協力金を受給された方
も対象になります。



申請方法

①窓口申請の方法

印鑑、必要書類一式(裏面参照)を受付場所にご持参ください。

(受付場所) 大分市役所 本庁舎 9階

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のためマスクの着用をお願いします。
申請受付開始時は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

②郵送申請の方法

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。

(送付先)

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 大分市商工労政課 家賃支援担当宛

③電子申請の方法

市ホームページまたは右のQRより申請できます。



申請期間

令和3年9月1日(水)～10月29日(金)まで

- ①窓口申請：10月29日17時15分まで
- ②郵送申請：10月29日の消印まで
- ③電子申請：10月29日23時59分まで

支援概要・必要書類など詳細については、**☎0120-933-037**
コールセンターへお問い合わせください。(8:30～17:15 ※土・日・祝日除く)

必要書類(法人と個人で異なります)

法人の場合

①	応援金交付申請書(様式第1号)
②	確定申告書別表一の控への写し(1枚)および 法人事業概況説明書の控への写し(両面) ※令和元年6月が含まれている事業年度以降の 事業年度のうちのいずれかの事業年度のもの ※收受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
③	令和3年の売上が減少した月・期間の売上台帳など ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの 売上台帳等の提出が必要
④	令和元年もしくは令和2年の売上台帳または 法人事業概況説明書の控への写し(両面)など ※令和3年の売上が減少した月・期間に対応した もの ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの 売上台帳等の提出が必要 ※②と重複する場合は提出不要
⑤	賃貸借契約書等の写し(全てのページ)
⑥	応援金の振込先となる口座通帳等の写し (通帳を1ページ開いた部分) ※カナ名義が分かるもの

個人の場合

①	応援金交付申請書(様式第1号)
②	確定申告書第一表の控への写し(1枚)または 所得税青色申告決算書の控への写し(1.2頁目) ※令和元年または令和2年のもの ※收受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・ 県民税申告書」の写しを提出
③	令和3年の売上が減少した月・期間の売上台帳など ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの 売上台帳等の提出が必要
④	令和元年もしくは令和2年の売上台帳または 所得税青色申告決算書の控への写し(1.2頁目)など ※令和3年の売上が減少した月・期間に対応した もの ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの 売上台帳等の提出が必要 ※②と重複する場合は提出不要
⑤	賃貸借契約書等の写し(全てのページ)
⑥	応援金の振込先となる口座通帳等の写し (通帳を1ページ開いた部分) ※カナ名義が分かるもの

⑤・⑥の書類について、大分市が過去に実施した「大分市家賃応援金」の申請において、書類を提出し、内容に変更がない場合は、**提出不要**です。ただし、申請書への記入は必要です。

「中小企業者・小規模事業者等」とは

下表に該当する中小企業者、小規模事業者、個人事業者等のことをいいます。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業(旅行業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人も支給対象となる場合があります。

支援概要・必要書類など詳細については、
コールセンターへお問合せください

☎0120-933-037
(8:30~17:15 ※土・日・祝日除く)

